

肥料の輸入手続に係るQ & A

肥料を輸入する際に必要となる書類等については、下記のQ & A及び「輸入肥料の税関における肥料の品質の確保等に関する法律上の確認事務について(通達)」をご確認ください。

質問 1 肥料の輸入業者等※が肥料を輸入する場合、肥料法関連で輸入申告の際に税関に提出する必要がある書類はありますか。

※ 普通肥料（指定混合肥料及び外国生産肥料を除く。）を業として輸入しようとする者、外国生産肥料の輸入業者、指定混合肥料の輸入業者又は特殊肥料の輸入業者をいう。

回答 1 肥料の輸入に際しては、肥料法上の必要な手続が行われているかが確認されます。具体的には輸入する肥料の名称について、次の書類と輸入関係書類の対査確認が行われることとなります。

普通肥料（指定混合肥料及び外国生産肥料を除く。）を輸入する場合

- ・登録証若しくは仮登録証又は登録若しくは仮登録がなされている旨の証明書（以下「代替証明書」という。）

外国生産肥料を輸入する場合

- ・（輸入業者が輸入する肥料の登録外国生産業者である場合）
登録証若しくは仮登録証又は代替証明書
- ・（上記以外の場合）
輸入する外国生産肥料の国内管理人又は輸入業者である旨の証明書

指定混合肥料を輸入する場合

- ・輸入する指定混合肥料の輸入業者である旨の証明書

特殊肥料を輸入する場合

- ・輸入する特殊肥料の輸入業者である旨の証明書
→詳細は都道府県にお問い合わせください。

質問 2 他社が肥料法に基づく登録等を受けた肥料について、自社が輸入通関の事務手続（輸入申告、通関関係書類の提出等）を行って輸入することを考えていますが、可能ですか。

回答 2 肥料法上は問題ありません。輸入通関の事務手続については、税関にお問い合わせください。

質問 3 質問 2 のとおり、他社が肥料法に基づく登録等を受けた肥料について、自社が輸入通関の事務手続（輸入申告、通関関係書類の提出等）を行って輸入する場合、肥料法関連で通関手続の際に税関に提出する必要がある書類はありますか。

回答 3 肥料の輸入業者等が自ら輸入通関の事務手続を行う場合と同様であり、輸入しようとする肥料について肥料法に基づく登録がされていることを証する証明書が必要です。（上記質問 1 ・ 回答 1 をご参照ください。）